

裁 判 所	東京高等裁判所
事 件 番 号	令和2年（ラ）第945号
事 件 名	文書提出命令申立却下決定に対する抗告事件
判決年月日	令和2年9月2日
判 示 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 マスキング処理が施された文書の民訴法220条1号にいう「引用した文書」該当性 2 国税徴収法所定の質問検査権及び捜索に基づき収集した資料等に係る文書のうちマスキング処理が施された部分に係る文書が、民訴法220条1号にいう「引用した文書」に該当しないとされた事例 3 国税徴収法所定の質問検査権及び捜索に基づき収集した資料等に係る文書が、民訴法220条4号ロにいう「公務員の職務上の秘密に関する文書」であり、「その提出により（中略）公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」に該当するとされた事例
判 決 要 旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 当事者が文書にマスキング処理を施して作成した写しの内容を前提として訴訟において主張等をする場合には、当該当事者が訴訟において引用した文書は、一般には当該写しであると見るのが自然であるが、当該当事者の当該主張等の内容が当該写しの基となる文書のマスキング処理が施された部分にも及んでいたり、マスキング処理が施された部分とその余の部分が当該文書の性質上一体となっていて不可分であったりするような事情があるときは、上記とは異なる認定判断をするのが相当なことがある。 2、3 〈略〉
事案の概要	<p>本件の基本事件は、X株式会社（以下「X社」という。）が、株式会社A（以下「A社」という。）との取引に基づき株式会社B（以下「B社」という。）名義の普通預金口座（以下「本件口座」という。）に金銭を振り込んだところ、国税局の徴収職員が、本件口座に係る普通預金の払戻請求権等を差し押さえ、全額を取り立てるなどしたことについて、上記振込みに係る金銭は、A社及びB社の共謀により詐取された被害金であるなどと主張して、国に対し、不当利得の返還を求めた事案である。</p> <p>基本事件において、国は、国税徴収官が作成した2通の調査報告書について、それぞれ一部にいわゆるマスキング処理を施した上、その写しを原本として書証（乙第9号証及び乙第22号証。以下「本件各文書」といい、これらのうち、マスキング処理が施された部分を「本件不開示部分」という。）の申出をし</p>

	<p>たところ、X社が、本件不開示部分に係る各文書は民訴法220条1号所定の引用文書で国が所持するものに該当し、かつ、同条4号ロ所定の文書に該当しないから、同条の規定による文書提出義務が認められる旨を主張して、本件不開示部分に係る各文書について文書提出命令の申立てをした。</p>
訟務月報	67巻5号